

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 令和 年 月 日 { (ハ)新築 } } がこの規定に該当
{ (ニ)取得 }
するものである旨を証明します。

| | |
|----------------|---------------|
| 申請者の住所 | |
| 申請者の氏名 | |
| 家屋の所在地 | 新宮町 |
| 取得の原因(移転登記の場合) | (1) 売買 (2) 競落 |
| 備考 | |

令和 年 月 日

新宮町長 印

(注1) { } 中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。
(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。